

# 衆議院安全保障委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 4 月 3 日（金）、第 3 回の委員会が開かれました。

## 1 国の安全保障に関する件

- ・茂木外務大臣、河野防衛大臣、小島厚生労働大臣政務官、岩田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。  
(質疑者) 照屋寛徳君 (立国社)、本多平直君 (立国社)、重徳和彦君 (立国社)、屋良朝博君 (立国社)、赤嶺政賢君 (共産)

(質疑者及び主な質疑事項)

### 照屋寛徳君 (立国社)

- (1) 在日米軍人・軍属・家族 (在日米軍人等) の新型コロナウイルス感染症への感染
  - ア 在日米軍人等の新型コロナウイルス感染症への基地ごとの感染状況
  - イ 在沖米軍基地の感染者の居住地の基地内、基地外の別
  - ウ 在日米軍人等の感染情報及び行動履歴の把握並びに感染拡大の防止等のための厚生労働省の取組
  - エ 在日米軍人等の感染状況を正確に把握した上で感染者の行動履歴、海外渡航の有無及び濃厚接触者等の情報公開を積極的に行うとともに、日本人基地従業員の感染防止に万全を期す必要性
- (2) 沖縄県北谷町上勢頭の米軍跡地の宅地から有害物質が検出された問題に関して、原状回復義務を負わない米軍に代わり基地提供者である国が原状回復又は北谷町が被る損失の補償措置をする必要性
- (3) 米軍嘉手納飛行場周辺河川等での高濃度有機フッ素化合物検出問題
  - ア 2019 年に沖縄防衛局が予定していた同河川等の水質調査が実施されなかった理由並びに 2020 年度予算への調査費の計上の有無及び計上していない場合の理由
  - イ 同河川等の高濃度有機フッ素化合物による汚染が米軍基地に由来するものとの河野防衛大臣の認識の有無
- (4) 2013 年 1 月に沖縄の 41 市町村長等の連名で提出された「建白書」を河野防衛大臣が歴史公文書として国立公文書館へ移管することを決定した背景及び理由
- (5) 日米両政府、沖縄県及び米軍基地所在市町村等で構成される「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」の会合が約 3 年間開催されていない理由及び開催の必要性についての茂木外務大臣の見解

### 本多平直君 (立国社)

- (1) 自衛隊の中東派遣について護衛艦の寄港地の新型コロナウイルス感染症の感染状況と護衛艦内の感染リスクに鑑み派遣を中止する必要性
- (2) 在日米軍基地内における新型コロナウイルス感染症対策
  - ア 3 月に感染が確認された米軍嘉手納基地所属の米兵 2 名が我が国の防疫手続のルールに従った行動をとった事実の有無
  - イ 3 月 12 日から 16 日の間において我が国の防疫手続と米国の防疫手続との間で規制の違いによる隙間の期間があった可能性
- (3) 米国によるイラン革命防衛隊ソレイマニ司令官の殺害は我が国が当事国ではないという理由で立場を表明しない一方でロシアによるクリミア併合においては国際法違反とする立場を表明することは二重基準ではないかとの指摘に対する茂木外務大臣の見解
- (4) 中東地域への護衛艦の派遣に伴って業務量が削減される国内業務の内容
- (5) 陸上自衛隊の将官級の天下り問題
  - ア 同問題についての現在の調査状況

- イ 今回の天下り問題が発覚したきっかけ
- ウ 2017年の文部科学省の天下り問題の際に河野議員が予算委員会で問題発覚のきっかけについて答弁を求めていたにもかかわらず担当大臣になると答弁しない理由
- エ 調査班を設置すれば国会において答弁をしなくてよいとする姿勢は適切ではないとの指摘に対する河野防衛大臣の見解
- オ 調査班に外部の者を配置する必要性
- カ 防衛省で勤務している再就職等監察官は防衛省内部の者であるとの認識に対する河野大臣の見解
- キ 再就職等監察官は防衛省から給与が支給されている非常勤職員であるという認識の当否
- ク 文部科学省の天下り問題の際に実施した全省庁調査における防衛省の回答が虚偽の回答に当たる可能性
- ケ 調査班の事務局を担当する部署
- コ 防衛省から給与を受け取っていない人材を調査班に配置する必要性
- サ 離職後2年間、離職前5年間に在職していた国の機関と密接な関係のある営利企業の地位への再就職を原則禁止としていた改正前の国家公務員法に違反する再就職が現在の防衛省においては多数存在するのではないかとの指摘に対する河野防衛大臣の見解
- シ 調査班による調査に要する期間
- ス 今国会中に調査報告を出す必要性
- セ 今国会中に少なくとも中間報告を出す必要性

#### 重徳和彦君（立国社）

- (1) 岩田防衛大臣政務官が2018年2月に発生したAH-64Dヘリの墜落事故原因について整備の人員不足など後方支援に問題があると事故直後に述べた発言の事実関係及び現在の見解
- (2) サイバーセキュリティ
  - ア 自衛隊のサイバー人材確保についての現状及び国際比較の観点から見た場合の防衛省の認識
  - イ 5GやIoTの普及に伴い電力等へのサイバー攻撃のリスクが高まり武力攻撃に近い事態が発生し得ることに対する河野防衛大臣の見解
  - ウ サイバーセキュリティ基本法の目的の一つである我が国の安全保障に寄与することを含めたサイバーセキュリティ確保における内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の役割
  - エ 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）がIoT機器へのアクセスによってサイバー攻撃に悪用されるおそれのある機器の調査及び当該機器の利用者への注意喚起を行う取組であるNOTICEが通信の秘密の侵害や不正アクセスに該当しない理由
  - オ 通信内容の収集活動やマルウェアの作成が法律により制限されるなどサイバー脅威へのインテリジェンス活動における法律上の限界に対する河野防衛大臣の認識
  - カ サイバー攻撃に対し自衛権を発動する場合において攻撃元である国又は国に準ずる組織の攻撃の意思を特定することの困難さに関する河野防衛大臣の認識
  - キ 2019年4月の日米「2+2」においてサイバー攻撃が日米安保条約第5条にいう武力攻撃に当たり得ることを確認したことの意義及びサイバー攻撃が存立危機事態に該当し得るかの当否
  - ク 人権等への意識が高い日米欧と政府による個人データの蓄積を進める中国等の権威主義国家との間でAI技術等を巡るサイバー冷戦とも言うべき対立が進展することへの危惧に対する茂木外務大臣の見解

#### 屋良朝博君（立国社）

- (1) 在日米軍基地内における新型コロナウイルス感染症対策
  - ア 在日米軍関係者の感染について政府が把握している事実関係

イ 米軍嘉手納基地によるフェイスブックでの感染発生の公表を受けた外務省沖縄事務所の問合せに対し、米軍側からフェイスブックを見るよう回答があったと報道されていることについての事実関係

ウ 在日米軍基地の周辺住民が基地内の感染状況を知る手段の有無

エ 在日米軍基地の感染拡大防止措置を公表し国民に安心を与える必要性

オ 在日米軍に対して積極的に情報公開を行うよう要請する必要性

(2) 沖縄の基地負担軽減等

ア 3月5日の当委員会での大臣所信で用いられた「安全保障環境」という文言の定義に関する河野防衛大臣及び茂木外務大臣の認識

イ 普天間飛行場の辺野古移設が完了するまでの12年間における危険性除去についての河野防衛大臣の認識

ウ 米海兵隊MV-22オスプレイの佐賀空港への訓練移転が実現しなかった理由

**赤嶺政賢君（共産）**

(1) 辺野古新基地建設に係る地盤改良工事に伴う設計変更に関する防衛省の技術検討会における説明資料の誤り

ア 誤りがあった経緯

イ 資料の作成者

ウ 防衛省ではなく受注業者が作成する理由

エ 防衛省における資料の確認の有無及び誤りに気付かなかった理由

オ 技術検討会における委員からの誤りの指摘の有無

(2) 在日米軍における新型コロナウイルス感染症への感染状況及び対応

ア 在日米軍における同感染症への対応の決定権者及び対応するに当たっての判断基準

イ 在日米軍の対応が日本政府による対策措置と同じレベルである必要性

ウ 在日米軍において感染者が出た場合に日米間で直ちに必要な情報を共有する必要性

エ 嘉手納飛行場内で感染が確認された際に感染者の行動履歴等の詳細な情報が沖縄県に対して迅速に提供されなかった理由

オ 在日米軍における直近の感染状況

カ 在日米軍の基地ごとの感染状況について防衛省では公表しているにもかかわらず外務省が公表できない理由

キ 各基地の感染状況を明らかにするよう日本政府が米国側に対して求める必要性

ク 厚生労働省による同感染症に関する発表において在日米軍関係者の感染者数についても公表する必要性

ケ 在日米軍における感染者の中で基地外に居住する者の有無

**2 防衛省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）**

・河野防衛大臣から提案理由の説明を聴取しました。